

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成23年 4 月 13 日

水 曜 日

第 3309 号

目 次

告 示	
○道路の区域変更	1
○道路の供用開始	2
○土地改良区の定款変更の認可	3
○指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地の変更	
○指定障害福祉サービス事業者の事業所の名称の変更	4
○保安林の指定予定	
○森林病虫害等の防除命令	6
○平成23年度における地籍調査事業計画の決定	7
○高岡農業振興地域の区域の変更	8
○指定居宅サービス事業者の指定	9
○指定居宅介護支援事業者の指定	10
○指定介護予防サービス事業者の指定	12
○指定居宅サービス事業者の廃止の届出	13
○指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	14
○指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	
公安委員会告示	
○富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正	15
公 告	
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	17
○土地改良区の役員の就退任	18
○特定非営利活動法人の設立認証の申請	20
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧	21

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第174号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 4 月 13 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成23年4月13日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 福野城端線	南砺市是安字野村島3241番 2から	変更前		最大 10.6 最小 7.2	57.3	砺波土木 センター
	南砺市是安字下島4143番5 まで	変更後		最大 12.0 最小 10.9	57.3	
県道 福野城端線	南砺市是安字下島4164番3 から	変更前		最大 7.6 最小 7.2	160.2	砺波土木 センター
	南砺市是安字下島4183番3 地先まで	変更後		最大 11.4 最小 10.9	160.2	

富山県告示第175号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において4月13日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成23年4月13日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 福野城端線	南砺市是安字野村島3241番2から 南砺市是安字下島4143番5まで	平成23年4月13日	砺波土木 センター
県道 福野城端線	南砺市是安字下島4164番3から 南砺市是安字下島4183番3地先まで	平成23年4月13日	砺波土木 センター

富山県告示第176号

土地改良区の定款変更の認可について

立山西部土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成23年 4 月 5 日認可した。

平成23年 4 月13日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第177号

指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地の変更について

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第46条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条第 2 号の規定により公示する。

平成23年 4 月13日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	変更年月日	事業所番号	指定の申請者		事業所		
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
						変更後	変更前
共同生活介護、共同生活援助	平成23年4月1日	1620100188	社会福祉法人セーナー苑	富山市坂本3110番地	セーナー苑第2グループホーム・ケアホーム	富山市坂本3110番地	富山市南野田71番地

富山県告示第178号

指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地の変更について

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第46条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条第 2 号の規定により公示する。

平成23年 4 月13日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	変更年月日	事業所番号	指定の申請者		事業所		
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
						変更後	変更前
共同生活介護、共同生活援助	平成23年4月1日	1620100139	社会福祉法人白皇山保護園	富山市八尾町福島10	ふれんどりーハウス	富山市八尾町水口1656	富山市八尾町福島5-5ウィンドタウン八尾202

富山県告示第179号

指定障害福祉サービス事業者の事業所の名称の変更について

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第46条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第51条第 2 号の規定により公示する。

平成23年 4 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	変更年月日	事業所番号	指定の申請者		事業所		
			名称	主たる事務所の所在地	名称		所在地
					変更前	変更後	
共同生活援助	平成23年4月1日	1622000014	社会福祉法人溪明会	小矢部市論田8番地	グループホーム柴田屋	ホーム柴田屋	南砺市柴田屋105番地5

富山県告示第180号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

平成23年 4 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県中新川郡立山町目桑字伯母屋敷 1 の 7 から 1 の 9 まで、1 の 13、1 の 14、1 の甲の 1、1 の甲の 2、1 の丙の 1、1 の丙の 2、2 の丁の 1、2 の丁の 2、2 の 8、2 の壬の 1、2 の壬の 2、字大岸 1 の 1、1 の 2、1 の 3（次の図に示す部分に限る。）、1 の 4 から 1 の 7 まで、1 の 9、2 の 1・2 の 3（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、3 の 1 から 3 の 9 まで、4 の 3・4 の 7・4 の 8（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）、4 の 4、4 の 5、4 の 10、4 の 12、字入ノ谷 1、2 の 1 から 2 の 6 まで、字越登 1（次の図に示す部分に限る。）、5 の 2、5 の 3、6、8 から 10 まで、27 から 40 まで、42 から 46 まで、字辻山 18 から 20 まで、21（次の図に示す部分に限る。）、22 から 27 まで、31、36 から 45 まで、46・47・49（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）、48、50 から 68 まで、69 から 71 まで（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）、72 から 75 まで、76 から 80 まで（以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。）、81 から 103 まで、106 から 114 まで、字上ノ窪 1、3 の 1 から 3 の 5 まで、3 の 7、4 から 18 まで、20・21（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、22 から 24 まで、25・27・30・31（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）、26、28、29、32 から 35 まで、38 から 56 まで、57・61・63・64（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）、58 から 60 まで、62、66 から 79 まで、83 から 92 まで、93 から 96 まで（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）、97 から 104 まで、字長峰 1 の 1 から 1 の 3 まで、1 の 5、1 の 6、3 の 3、字入元奥 1、字大柏山 1 の 1、1 の甲の 2 から 1 の甲の 7 まで、1 の 2、1 の乙の 1、1 の乙の 3、1 の乙の 4、1 の乙の 5 の 1、1 の乙の 6 から 1 の乙の 8 まで、1 の 4、1 の 6、1 の 7、字釜谷 1 の 1、1 の 3 から 1 の 7 まで、1 の 9、1 の 10、字高ノ山 1、2 の 2、3 の 1 から 3 の 3 まで、字池ノ山 1 の 1、1 の 4、1 の 7、1 の 11、1 の 12、字中鉤 1 の 1、1 の 2、字東割 11、字下大平 40、60 の 1、62 の 1、63 の 1、69 の 1、70、71、字池ノ上 1 の 5、白岩字奥野山田 6、15、29

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び立山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第181号

森林病虫害等の防除命令について

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により同法第3条第1項第4号の命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年4月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 区域及び期間

(1) 区域

高岡市及び氷見市に存する高度公益機能森林の区域

(2) 期間

平成23年6月1日から同年7月15日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

松くい虫を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止するため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置を実施するに当たっては、森林害虫防除員の指示に従うこと。

- (2) 3 に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、平成23年5月13日までに富山県高岡農林振興センター所長を経由して知事に防除実施計画を提出しなければならない。
- (3) 3 に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、富山県高岡農林振興センター所長を経由して知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (4) 3 に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、富山県高岡農林振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったとき、知事は、3 に掲げる措置が行われたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、当該損失補償金を交付する。
- (5) 知事は、3 に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が 1 の(2)に定める期間内に3 に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が3 に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

富山県告示第182号

平成23年度における地籍調査事業計画の決定について

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により平成23年度における地籍調査事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により次のとおり公示する。

平成23年 4 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
-----------	------

富山市	富山市下野、沢連、鍋谷
高岡市	高岡市広小路、広小路中川一丁目
魚津市	魚津市上口
氷見市	氷見市園、飯久保
砺波市	砺波市庄川町庄若宮、庄広谷
南砺市	南砺市入谷、下島、上百瀬、東中江、糸谷新、高草嶺、東赤尾、新屋、広瀬館、下出、夏焼、上中田・田下
射水市	射水市島
上市町	中新川郡上市町若杉、若杉新、法音寺、三日市、湯上野
立山町	中新川郡立山町前沢、坂井沢、榎、五百石、米沢

2 調査期間

平成23年4月1日から平成24年3月30日まで

富山県告示第183号

高岡農業振興地域の区域の変更について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、高岡農業振興地域の区域を次のとおり変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成23年4月13日

富山県知事 石 井 隆 一

高岡農業振興地域の指定について（平成18年富山県告示第296号）で農業振興地域に指定した区域に高岡市大字福岡町沢川、大字福岡町小野及び大字福岡町栃丘の区域の一部（次の図面（高岡農業振興地域図をいう。以下同じ。）で表示した区域に限る。）を加える。

（「次の図面」は、省略し、その図面を富山県農林水産部農業経営課に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第184号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法第41条第1項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により公示します。

平成23年4月13日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1670800570	
指定年月日	平成23年4月1日	
申請者	名称	特定非営利活動法人GONO
事業所	所在地	砺波市表町14番1号
	名称	デイサービス千と和
サービスの種類	通所介護	

事業所番号	1670400579	
指定年月日	平成23年4月1日	
申請者	名称	社会福祉法人海望福祉会
事業所	所在地	富山県魚津市友道1469番地
	名称	デイサービス友道
サービスの種類	通所介護	

事業所番号	1670500576	
指定年月日	平成23年4月1日	
申請者	名称	株式会社ひみ家
事業所	所在地	富山県氷見市大浦10-3
	名称	大浦デイサービスセンター笑笑
サービスの種類	通所介護	

事業所番号	1670201852	
指定年月日	平成23年4月1日	
申請者	名称	社会福祉法人射水万葉会

事業所	所在地	高岡市野村1844メゾン藤1階
	名称	射水万葉会特定福祉用具販売事業所
サービスの種類	特定福祉用具販売	

事業所番号	1670201878	
指定年月日	平成23年4月1日	
申請者	名称	ハッピーライフ株式会社
事業所	所在地	富山県高岡市放生津8-1
	名称	赤れんが
サービスの種類	通所介護	

事業所番号	1670201860	
指定年月日	平成23年4月1日	
申請者	名称	社団法人全国社会保険協会連合会
事業所	所在地	高岡市伏木古府元町8番5号
	名称	社会保険高岡訪問看護ステーション
サービスの種類	訪問看護	

富山県告示第185号

指定居宅介護支援事業者の指定について

介護保険法第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により公示します。

平成23年4月13日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1670201845	
指定年月日	平成23年4月1日	
申請者	名称	社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会
事業所	所在地	富山県高岡市滝新21番地1
	名称	志貴野長生寮居宅介護支援事業所

サービスの種類	居宅介護支援事業	
---------	----------	--

事業所番号	1670900487	
指定年月日	平成23年4月1日	
申請者	名称	株式会社結
事業所	所在地	富山県小矢部市内山2946番地
	名称	介護サポート結
サービスの種類	居宅介護支援事業	

事業所番号	1671100244	
指定年月日	平成23年4月1日	
申請者	名称	株式会社パーソナルライフサポート
事業所	所在地	富山県射水市津幡江369番地
	名称	パーソナルライフサポートセンターわが家
サービスの種類	居宅介護支援事業	

事業所番号	1671000204	
指定年月日	平成23年4月1日	
申請者	名称	特定非営利活動法人母笑夢
事業所	所在地	富山県南砺市法林寺585番地1
	名称	居宅介護支援事業所ひなげし
サービスの種類	居宅介護支援事業	

事業所番号	1670111705	
指定年月日	平成23年4月1日	
申請者	名称	社会福祉法人富山ふなん会
事業所	所在地	富山県富山市西田地方町2丁目10番地46号
	名称	居宅介護支援事業所ひかり苑
サービスの種類	居宅介護支援事業	

富山県告示第186号

指定介護予防サービス事業者の指定について

介護保険法第53条第1項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により公示します。

平成23年4月13日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1670800570	
指定年月日	平成23年4月1日	
申請者	名称	特定非営利活動法人GONO
事業所	所在地	砺波市表町14番1号
	名称	デイサービス千と和
サービスの種類	介護予防通所介護	

事業所番号	1670400579	
指定年月日	平成23年4月1日	
申請者	名称	社会福祉法人海望福祉会
事業所	所在地	富山県魚津市友道1469番地
	名称	デイサービス友道
サービスの種類	介護予防通所介護	

事業所番号	1670500576	
指定年月日	平成23年4月1日	
申請者	名称	株式会社ひみ家
事業所	所在地	富山県氷見市大浦10-3
	名称	大浦デイサービスセンター笑笑
サービスの種類	介護予防通所介護	

事業所番号	1670201852	
指定年月日	平成23年4月1日	
申請者	名称	社会福祉法人射水万葉会

事業所	所在地	高岡市野村1844メゾン藤1階
	名称	射水万葉会特定福祉用具販売事業所
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売	

事業所番号	1670201878	
指定年月日	平成23年4月1日	
申請者	名称	ハッピーライフ株式会社
事業所	所在地	富山県高岡市放生津8-1
	名称	赤れんが
サービスの種類	介護予防通所介護	

事業所番号	1670201860	
指定年月日	平成23年4月1日	
申請者	名称	社団法人全国社会保険協会連合会
事業所	所在地	高岡市伏木古府元町8番5号
	名称	社会保険高岡訪問看護ステーション
サービスの種類	介護予防訪問看護	

富山県告示第187号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により公示する。

平成23年4月13日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者	名称	社会福祉法人庄川福祉会
サービスの種類		訪問介護
事業所	名称	ケアポート庄川ヘルパーステーション

	所在地	富山県砺波市庄川町金屋字岩黒38-1
	介護保険事業所番号	1670800364
廃止年月日		平成23年3月31日
事業者	名称	特定非営利活動法人ウエルネット
サービスの種類		特定福祉用具販売
事業所	名称	特定非営利活動法人ウエルネット
	所在地	高岡市中川園町7番11号
	介護保険事業所番号	1670201431
廃止年月日		平成23年3月31日

富山県告示第188号

指定居宅介護支援事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者から同法第82条の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により公示する。

平成23年4月13日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者	名称	富山県生活協同組合
サービスの種類		居宅介護支援事業
事業所	名称	ゆとり〜な
	所在地	富山県富山市中間島2丁目27番地6号
	介護保険事業所番号	1670102548
廃止年月日		平成23年3月31日

富山県告示第189号

指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者から同法第 115 条の 5 の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第 115 条の 10 第 2 号の規定により公示する。

平成 23 年 4 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者	名称	社会福祉法人庄川福祉会
サービスの種類		介護予防訪問介護
事業所	名称	ケアポート庄川ヘルパーステーション
	所在地	富山県砺波市庄川町金屋字岩黒38-1
	介護保険事業所番号	1670800364
廃止年月日		平成23年3月31日

事業者	名称	特定非営利活動法人ウエルネット
サービスの種類		特定介護予防福祉用具販売
事業所	名称	特定非営利活動法人ウエルネット
	所在地	高岡市中川園町7番11号
	介護保険事業所番号	1670201431
廃止年月日		平成23年3月31日

富山県公安委員会告示第80号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について
富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第125号）の一部を次のように改正し、平成23年4月15日から施行する。

平成 23 年 4 月 13 日

富山県公安委員会

委員長 浅 山 央

別表第 4 (1)普通自転車の歩道通行可

高岡市の項第 9、43 号を次のように改める。

9	一般国道 415号	高岡市伏木矢田 5-55先 矢田交差点から 同 太田5297-4 佐山方先まで	両側	5,540	終日	
43	臨港道路 伏木外港 1号線	高岡市伏木磯町 1-42 伏木共同防災センター東方 交差点から 同 吉久一丁目 352-23 協伸静塗柵前交差点まで	片側	2,080	終日	

高岡市の項第44号の次に次の6号を加える。

45	県道 高岡羽咋線	高岡市北島 865先 北島口交差点から 同 国吉1099先 手洗野(南)交差点まで	両側	2,720	終日	
46	県道 高岡庄川線	高岡市戸出大清水 541-1先 大清水交差点から 同 戸出西部金屋 567-1 コーポラスセフティ先交差 点まで	片側	2,240	終日	
47	県道 西部金屋戸 出線	高岡市戸出西部金屋 322 高畑方先交差点から 同 戸出吉住 112-4 武田方先交差点まで	片側	1,450	終日	
48	県道 高岡砺波線	高岡市柴野内島 846先 西高岡駅口交差点から 同 立野 336-4先 西高岡駅前交差点まで	両側	730	終日	
49	県道 横越大滝線 県道 西中大滝線	高岡市福岡町上養 389-1先 上養交差点から 同 福岡町木舟 190先 木舟交差点まで	両側	2,340	終日	
50	県道 高岡小杉線	高岡市駅南三丁目 3-11先 舘川町交差点から 同 二塚 303-3先 二塚交差点まで	両側	2,460	終日	

別表第 5 最高速度の指定

高岡市の項第 433号を次のように改める。

433	臨港道路 伏木外港 1号線	高岡市伏木磯町 1-42 伏木共同防災センター東方 交差点から 同 吉久一丁目 352-23 協伸静塗柵前交差点まで	2,080	終日	50	
-----	---------------------	--	-------	----	----	--

公 告

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成23年4月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

富山ターミナルビル・電鉄富山駅ビル 富山市桜町1丁目1番61号

2 店舗を設置する者 西日本旅客鉄道株式会社

3 変更事項

(1) 店舗を設置する者の氏名及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 山崎 正夫

（変更後）西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 佐々木 隆之

(2) 店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社早商 代表取締役 柞山 学 富山市八日町 247番地の22
ほか70

（変更後）株式会社早商 代表取締役 柞山 学 富山市八日町 247番地の22
ほか63

4 変更の日 平成23年3月25日 ほか

5 変更の理由 代表取締役社長が交代したため ほか

6 届出の日 平成23年4月1日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成23年4月13日から平成23年8月15日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、

縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。(1)氏名及び住所(法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名) (2) (1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

土地改良区の役員 の 退任

庄東用水土地改良区の役員であつた次の者が平成23年3月31日退任した旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

平成23年4月13日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所	
理 事	坂 口 茂 男	砺波市庄川町庄	1368番地
同	坂 井 昭 吉	同 庄川町三谷	418番地
同	森 田 茂 之	同 安川	162番地
同	八 田 正 晴	同 頼成	259番地
同	根 田 信 一	同 徳万	230番地
同	川 合 昭 夫	同 三合	817番地
同	朴 木 豊 昭	同 宮森新	79番地
同	小 嶋 五 男	同 増山	565番地
同	福 島 洋 一	同 権正寺	106番地
同	齊 藤 進	同 宮森	266番地
同	松 浦 憲 一	同 東保	915番地
同	燕昇司 勇 夫	同 東保	448番地
同	三 屋 勉	高岡市今泉	96番地
同	澁 谷 則 久	同 常国	188番地
同	河 合 孝 次	同 下山田	181番地
同	太 田 俊 明	同 滝新	62番地
同	柴 田 謹 治	同 中田	614番地
同	形 川 邦 昭	同 下麻生	5127番地

同	堂 田 正 三	同 同	302番地
同	森 川 信 雄	射水市串田	4919番地
同	盛 田 勉	同 荒町	200番地
同	竹 島 孝 一	同 生源寺	305番地 1
監 事	武 田 正 則	砺波市庄川町庄	3565番地
同	榊 昭 夫	砺波市福岡	372番地
同	岡 野 徹 朗	高岡市中田	4686番地
同	阿 原 修	射水市串田	1281番地

土地改良区の役員の就任

庄東用土地改良区の役員に次の者が平成23年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平23年4月13日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所	
理 事	坂 口 茂 男	砺波市庄川町庄	1368番地
同	坂 井 昭 吉	同 庄川町三谷	418番地
同	丸 岡 栄 春	同 安川	617番地
同	齊 藤 和 作	同 徳万	36番地
同	八 田 一 郎	同 頼成	215番地
同	川 合 昭 夫	同 三合	817番地
同	朴 木 豊 昭	同 宮森新	79番地
同	信 田 吉 春	同 増山	595番地
同	森 正 行	同 宮森	43番地 2
同	竹 端 孝 行	同 八十歩	93番地
同	前 山 明 秀	同 東保	692番地
同	中 山 晃	同 東保	277番地
同	三 屋 勉	高岡市今泉	96番地
同	三 谷 賢 治	同 常国	67番地

同	細川 與志夫	同	東保新	150番地
同	井上 健治	同	小泉新	5番地
同	岡田 義巳	同	中田	632番地
同	柳 清良一	同	下麻生	10番地
同	畝 勝	同	同	525番地
同	森川 信雄	射水市串田		4919番地
同	山本文雄	同 串田新		792番地
同	竹島 孝一	同 生源寺		305番地 1
監事	山根 一夫	砺波市安川		1155番地
同	燕昇司 勇夫	砺波市東保		448番地
同	岡野 徹朗	高岡市中田		4686番地
同	池原 安則	射水市荒町		737番地

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年4月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成23年3月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人こっころ

3 代表者の氏名

黒崎 直美

4 主たる事務所の所在地

富山県魚津市相木新13番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、何らかの障害を持つ人々に対して、デイケア事業及び交流サロン

の運営等地域住民との交流活発化を図る事業を行い、地域福祉の保持増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年4月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成23年3月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人とやまホーム管理サービス

3 代表者の氏名

富野 敏子

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市西四十物町2番20号

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、空家・空地の除雪・除草・樹木の管理等に関する協力・助言を行うとともに、高齢者宅への訪問、見守りに関する事業を行い、安心安全に暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを、富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成23年4月13日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

富山高岡広域都市計画下水道

富山公共下水道